

Title	琉球征討以後に於ける島津氏の植民政策
Sub Title	
Author	秋山, 謙藏(Akiyama, Kenzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1929
Jtitle	史学 Vol.8, No.3 (1929. 11) ,p.85(407)- 108(430)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19291100-0085

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

琉球征討以後に於ける島津氏の

植民政策

一

琉球は、東支那海の中央に位する、而も、殆ど何等の天恵的生産力を持たない瘦土の一小島國である。かかる國土に於ては、大陸各地に見るが如き大文明を展開することは、必然的に不可能であり、従つて、その歴史は、彼を環る國々との間に於ける通交の如何によつて著しく制約される。

洪武五年（西暦一三七五年）十二月、明太祖の命を受けた揚載の入琉によつて開始せられた支那との通交、また洪武二十二年（西暦一三八九年）八月、琉球國中山王察度自ら玉之を遣はすことによつて始められた高麗——それにつぐ朝鮮との通交、それらは北・中・南の三山に分れて抗争しつゝけてゐた琉球をして、中央集權的國家の建設に向つて促進せしむこととなり、生産手段の重點を農業に置いた中山の支配者が、狩獵を中心とした北山、漁獵を中心とした南山を打倒して、このことを成完するに至つたの

琉球征討以後に於ける島津氏の植民政策（秋山）

も、また當然であつた。⁽¹⁾かくして、導かれた當時の琉球は、確固たる中央政府の統制のもとに、支那、朝鮮を始め、日本、安南・暹羅・太泥・蘇門・答刺・巡達等南蠻諸國へ向つて、盛んに交易することとなり、彼等の占むる地理的事情の優越は、中繼貿易地としての「彼」を活躍せしむることとなり、こゝに、琉球としては前古未曾有の活氣を帶びた時代が展開せられることとなつた。

『明朝紀事本末』が、「智勇天錫」の語を以て評してゐるが如く、元末の紛亂を治めて帝位に即いた明の太祖が彼の勝れた手腕によつて國內の諸制度を整へると共に、四方の國々の入貢を求めたことは、他の何れの時代よりも隆んであるが、この方向に基いて明代に於ける諸國の入貢は、頗る繁きものであり、之を『明史』のみによつて見ても、

琉 球	一七一回	安 南	八九回
烏 斯 藏	七八回	哈 密	七六回
占 城	七四回	暹 羅	七三回
土 魯 番	四一回	爪 哇	三七回
撒 馬 兒 罅	三六回	朝 鮮	三〇回
瓦 刺	二三回	滿 刺 加	二三回
日 本	一九回	蘇 門 答 刺	一六回

眞臘 一四回 淳泥 八回

と諸國は入貢してゐる。その際琉球が、他の諸國に比して如何にも密接なる關係に在つたことは、この問題の最初に注目すべきである。それは、また、當時の琉球史の性格を決定すべきものでさへある。

朝鮮との通交は、『李朝實錄』が、詳細に語る所である。また、南蠻諸國との通交も、私が親しく首里市の尙侯爵家に於て見ることを得た『諸家系譜』に遺存してゐるもののみに依つても、宣德七年（西暦一四三二年）より隆慶四年（西暦一五七〇年）に至る百四十年間に於て、

暹羅 二二回 爪哇 一回

滿刺加 八回 蘇門答刺 二回

佛陀陀 九回 安南 一回

巡達 一回

の四十四回に亘つて琉球の使節は南方に派遣せられ、日本とも兵庫・堺・博多・鹿兒島の間に對等なる關係に於て、之に劣らず盛んな交易が行はれた。『おもうさうし』^(c)が、

きこゑとはもりや

きや、かまくら、

かはらなばんぎやめ、

琉球征討以後に於ける島津氏の植民政策（秋山）

たうみやこ、そろへて

かなはしょわれ

とよむあはもりや

〔貴き君よ、京都・鎌倉・爪哇・南蠻迄も、支那・宮古其他の島々も共に、等しく太平を樂しましめ給へ〕⁽¹⁾

と歌ひ、また、

しより、あはる、てだこが、

うきしまは、げらへて、

たう、なばん、よりやう、なはどまり、

ぐすく、あはる、てだこが、

〔首里に在す王君が、浮島に築港して、支那、南蠻の船が寄り合ふ那覇の港とした〕⁽²⁾

と傳へてゐるが如く、その時代の琉球の海外發展は頗る活氣を帶びたものであり、從つてかゝる時代の琉球に於ては、首里の王城はすべて明の制度に模され、國民は『あもうさうし』が屢々語つてゐる様に、或は太陽を、或は大洋を、讀へてゐるが如く、また、彼等の王の偉業を謳つてゐるが如く、海洋國民として如何にもふさはしき時代に在つたのである。

(1) 掲稿「民族國家の成立と宗教との關係の琉球に於ける場合」(社會學雜誌六八)參照

(2) 総稿「Gores なる名稱の發生とその歴史的發展」(史學雜誌三九ノ一二)參照

(3) (4) 伊波普猷氏の解釋に従ふ

二

然し、こうした時代もそう長くは續かなかつた。北方には倭寇の跳梁甚しく朝鮮との通交を遮断し、南方にはポルトガルの勢力次第に進出し南蠻諸國との貿易を奪ひ、琉球はたゞ日支兩國との交易にのみ依存しなければならない事情となつた。その日支兩國さへも、日本は、折しも戰國亂世の時、曾つて琉球との通交に貿易の利を樂しんだ諸侯も、彼等の關心する所は從つて國內にのみ向ひ、また、支那も、明政府の太祖以來引つゞいた四方の國々を招いて國威を示さんとした政策のうちに内在する矛盾の擴大、即ちそれに基く財政の窮乏を導き、その初期に於て三十數ヶ國も入貢してゐたのに、今では僅かに十國ばかり、而も、それは明の末年嘉靖・隆慶・萬曆年間に於て、

琉	球	嘉靖	隆慶
日	本	二二	四
四	四	○	二一
○	○	七	一
七	七	一	一

琉球征討以後に於ける島津氏の植民政策(秋山)

暹羅五

○

三

(四三)

九〇

占城一

○

六

爪哇二

○

○

と云ふが如く、琉球のみ以前と餘り變りなく通交したものゝ他の諸國は殆ど衰滅に近い状態に迄激減することとなつたのである。

かかる時、豊臣秀吉の朝鮮征伐は決行せられた。そして、その結果として明との經濟的斷交は導かれ、日本をして或は北方に山丹人と、或は西方に朝鮮と、或はまた南方に南蠻諸國と、それらを介しての大陸との交渉を求めるとする方策をとらしむるに至つた。それが、家康の頃となつて、中央集權的な封建國家が出來上るにつれて彼の開國主義は導かれ、之に隨伴して國民の間には海外雄飛の念勃然として興り、御朱印船は遠く安南・暹羅・佛太泥等に向つて連りに出することとなつた。この機運に刺戟せられてか、薩摩の島津義弘は慶長八年には安南へ、十一年には呂宋へと自ら使者を派遣することとなつた。そして、秀吉の頃以來、殆ど絶滅するに至つた琉球との通交を復活せんとした。——それは、天正十八年八月、秀吉が既に小田原城を陥れその武威四方に振ふてゐるの時、島津義久がその戰勝を祝福せんがために、琉球に向つて速かに方物を献すべきことを命じた時、既により多くの關係を明政府に結んでゐた琉球が、その翌十九年建善寺大龜和尚、茂留味里大屋子を薩摩に遣して「國土困悴」なる口實のもとに

それを拒絶したこと、また更に、秀吉の朝鮮征伐への援軍を琉球に求め、秀吉よりも、

我將以明年春、先伐朝鮮、爾宜將兵會之。若不用命、我旦先屠乃國、玉石俱焚、汝其思之と威嚇したことによつて、琉球は明の保護によつて自らを保たんとする結果を導くに至つたことに基因するものである。

三

然し、琉球が既に明により多くの關係を結び、日本側を餘りに問題としないことくなつては、日本としては勢ひ最後の手段によつて、この交渉を開いたいと知つた島津義弘は慶長十一年六月十七日、その第三子忠恒をして、伏見城に於ける家康との會見の際に琉球征伐の許可を乞はしめ、之を得たのである。その前年七月、義弘が本田親貞を駿府に遣はしてこれと同じ問題を乞はしめた際、家康が、今一度使を遣はして來聘せしむべきを説き、それにしても猶聽かざる時は愈々南征の軍を起すべしとしてゐるのに對し、この許可を見たことは、最後の手段に訴へてもこの問題を解決することが、如何にこの際必要なものであつたかを示すものである。

かくして島津氏は、着々として南征の準備を整へ、慶長十三年九月六日には、「琉球渡海之軍衆御法度の條々」なる布達を發し、「堂宮寺等荒らすまじき事」、「無罪者殺害一切停止たるべき事」、「町人百姓之類

差而取まじき事」等を訓戒したのである。次いで、翌年二月二十一日、家久の命を受けた樺山權左衛門尉久高・平田太郎左衛門增宗等は、三千の兵、百餘艘の船を率ひて琉球征討に向ひ、その途中に於て大島・徳島・永良部島・輿論島等を討ち、三月下旬、那覇を避けて、久高は運天港に上陸し、増宗は今歸仁城を攻め、直ちに南下して首里城を陥れたのである。

島津氏が、既に全く武備を有しない——中央集権を完成した尚真王の政策に基いて——琉球に向つてかかる大軍を下したことは、而もその前年に於て前述した様な布達を下したことより觀ても、征討とは全く表面的のもので、實は日本勢力を宣傳せんとする運動であつたと見なければならぬ。彼の目的は決して琉球を政治的に占領することではなくて、たゞ之を介して明との通交に利せんとしたもので、それは、その年五月五日、久高等が、琉球國王尙寧を伴つて那覇を發し、廿五日鹿児島に凱旋した後に於ける島津氏及び徳川氏の態度・行動によつてもよく裏書せられる。

尙寧は、六月十七日、鹿児島に於て、始めて義久・義弘・家久に會つたのであるが、島津氏は屢々饗宴を張つて之を歓迎し、それは僧文之が、

同氣同聲情亦親 諸州本不異蒼旻

邦君今有兩君好　更似冷風吹健人

と歌つてゐるが如き程のものであつた。翌十五年五月十六日、家久は尙寧等を伴ひ、鹿兒島を發して、八月十四日駿府に於て家康に謁し、二十八日、江戸に於て秀忠に謁した。この時兩人は、すばらしい歓迎をなすと共に、その上に沿道の諸藩に命じて、歸路は朝鮮使節來聘の例によつて遇せしめたのである。かかる國賓としての待遇は、單なる捕虜として連行せられるものと信んじてゐた尙寧にとつては全く意外のことであつた。然し、琉球征討そのものの性質、及び、このこと以後に於ける事情とを考へる時、むしろ當然のことで、この後尙寧を琉球王として厚遇しながらも、日本に對する好意を持續せしむることが、行詰まれる對明關係に對する局面の展開となることを意圖したものであつたのである。義弘が琉球征討直前に於て、

貴國之地隣于華、中華與日本不通商船者三十餘年于今矣、我將軍憂之之餘、欲使家久與貴國相談、而年々來商船於貴國而大明與日本商賈通貨財之有無、若然則匪翫富於吾邦、貴國亦人々其富潤屋而民亦哥於市、様於野、豈復非太平之象哉、我將軍之志在茲矣、是故家久使官二人告之於三司官、三司官不可、將軍若有問之、則家久可如之何哉云々

の書を尙寧に與へた理由も、かかる背景のもとに見る時、亦よく理解せられるであらう。

四

こゝに於て、島津氏は慶長十五年三月を以て、上井里兼等を琉球に遣はして土地を査檢せしめ、草高一石に租米九升二合を賦課し、琉球所管の地租凡そ八萬八千八十六石をなさしめ、大島以下五島の租額を合せて十二萬三千七百石を得、更にその翌年七月十日には、伊地知重房等檢地帳を進め、琉球及び先キ島の稅額總計八萬九千八十六石と算定し、九月十日には、樺山久高其他四名の連署を以て、

沖那波 けらま よ部屋 いざな

伊惠島 ときな島 栗島 久米

やえま 宮古島

右島々より毎年可被相納物數之目

一、ばせを布 三千端

一、上 布 六千端

一、下 布 一萬端

一、から苧 千三百斤

一、綿 三貫目

一、しゆろ綱百方真なし、但長さ六十ひろづつ

一、くる綱百方真なし、但長六十ひろづつ

一、蓮、三千八百枚内三百枚は長むしろ

一、うしの皮、二百枚

以上

なる書を三司官に與へて、年々貢物の納額を定め、同十九日には久高其他三名より、琉球及び諸島の收入費途を指定して、八萬九千八十六石のうち、五萬石を以て王の所得とし、其の餘は之を諸臣に頒ち、猶剩す所あれば王の雜費に供せしむることゝし、それと共に、

一、薩摩御下知之外唐へ物可被停止之事

一、従往古由來有之人たりといふ共當時不立御用人に知行被遣間敷事

一、女房衆へ知行被遣間敷事

一、私之主不可賴之事

一、諸寺家多被立置間敷事

一、從薩州御判形無之商人不可有許容事

一、琉球人買取日本へ渡間敷事

一、年貢其外之公物、此中日本之奉行如置目可被致取納之事

二、閣三司官就別人可爲停止之事

三、押賣押買可被停止之事

四、喧嘩口論可被停止之事

五、町人百姓等被定置諸役之外、無理非道之儀申掛る人あらば至薩州鹿兒府可被致披露事

六、從琉球他國へ商船一切被遣間敷事

七、日本之京判升之外不可用之事

八、博奕僻事有間敷之事

右條々相違犯之輩有之者、速可被處嚴科之者也仍下知如件

慶長十六年 辛亥九月十九日

兵部少輔 在列

紀伊守 在列

勝兵衛尉 在列

權左衛門尉 在列

なる十五ヶ條の掟を尙寧王に與へた。之に對して、彼れは直ちに、

一、琉球之義自往古爲、薩州島津氏之附庸依之大守被讓其位之時者、嚴艤船以奉祝焉或時々以使者使贈獻陋邦之方物其禮義終無怠矣、就中太閤秀吉公之御時所被定置者、相附薩州徭役諸式可相勸旨雖無其疑、遠國之故不能相違、右之御法度多罪々々、因茲琉國被破却且復寄身於貴國上者、永止歸國之思、宛鳥之在籠中、然處家久公有御哀憐匪啻遂歸鄉之志割諸島以錫、我其履如此之御厚恩何以可奉謝之哉、永々代々對薩州之君、毛頭不可存踈意事

一、到子々孫々讓與此靈社起請文之草案不可忘御厚恩之旨可令相傳事

一、所被相定之御法度曾不以可致違亂事

の書を出して誓約したのである。尙、家久は、九月十五日に於て、琉球の西來院及び池城等五人に宛てても、「既王位日本へ有渡揖上者、永可被相離琉國之處、我等以懇志被成歸國事、不可有忘却候、自然對日本踈意之旨於有之者、始王子衆到諸侍迄自三司官相理此方へ有様可申越候云々」の書を與へて、將來忘恩の行動無きやう嚴戒し、尙寧王等をして鹿兒島を發し歸國の途につかしめたのである。このことを契機として琉球には、監國を置き、法制を定め、毎歲薩摩に納貢することとなつたのであるが、薩摩が上記の「綻」によつてもよくわかる様に、如何にも微細の點に迄琉球を制御せんとしたことは、島津氏の植民政策の根本をなしてゐる琉球を介して支那との通交を開する上に、その底礎として絶對的に必要なものであつた。従つて、尙寧が歸國の後、あたかも薩摩の殖民地に身を置くが如き感を抱いたと云ふの

も、先づこの政策を實現すべき前提として薩摩のとつた行動が、如何に強力のものであつたかを語るものである。而も尙寧王が歸國の際、明國に齋すべきものとして與へられた

琉球國王尙寧與大明福建軍門書略

小邦去日本薩摩州者僅三百餘里、以故三百年來以時獻不腆方物、修其隣好、頃有不肖嗇夫緩其貢期、是故薩摩州進兵於小邦、小邦荒墟者誠天之所命、而我亦以無苞桑戒也不幸而爲其俘囚在薩摩州者三年矣、州君家久公外好武勇內懷慈憫、待我以待貴客之禮禮遇之厚者三年一心加之送還我於小邦云々

の書も、この際明國政府に對して「日本」の力を示すために爲されたものであらう。

これらに示されてゐる、また、これから後に述ぶることによつて示されてゐる島津氏の政策に於て、それらを一貫してゐるものは、琉球の王國としての表面的の姿はそのままにして——それは琉球が獨立國としての姿をなしてゐることが、島津氏——日本の立場からは絶對的に必要なことであつたから——そして、その獨立國としての實權を全く奪ひ去つてしまふと云ふ方向であつた。

このことは、徳川氏が、朝鮮及び明國に對してとつた政策の方向と聯關して考察する時、更に明快なる理解を、われわれに與へる。

五

家康は、慶長九年孫文或僧惟政の二使朝鮮より對馬に來るを聞き、宗義智に命じて、十二月二十七日二使を率ひて京都に入らしめ、翌十年二月十九日、家康江戸より伏見に至り、三月五日、本多正信・承兌をその接伴役となし、二使を伏見の城中に引見したことに基いて、その後兩國の國交は回復したのである。かくして對馬に於ける貿易に於ては特に注意して十四年三月、所謂己酉條約を結び、十一ヶ條の貿易章程を定めた、また、明國に對しては、翌十五年廣東の商船一隻が長崎埠頭に到着した時、

廣東府之商船到于日本、則雖何之國々島々浦々、任商主之心可得貿易賣買之利、若姦謀之輩枉覃不義者、隨商主訴忽可處斬罪、日本之諸人等、宜承知、敢勿違失矣、

の朱印狀を與へて「何之國々島々浦々」との交易をも許し、次いで肥前五島に到れる應天府の商船にも、同年十二月十六日、

「應天府之周性如商船來于日本時、雖爲著到何之浦々、加守護、速可達長崎、諸人宜承知、若背此旨、及不義者、可處罪科者也、

の朱印狀を與へて自由なる貿易を許し、更にその年本多正純の名によつて、福建總督に『本多正純與福建道總督書』なる書狀を發して、先づ日本と支那との通交の由來より説き起して、次いで朝鮮に爭ひし

ことによつて一時通交を断つたのは誠に遺憾なことであるが、今や家康によつて天下一統成り、こゝに朝鮮・琉球・安南・交趾・暹羅・占城・呂宋・西洋・東蒲寨等との間にも通商を始めたことであるから、明國は對しても同じ様に通商恢復の希望に堪へず、偶々周性如の五島に來るにあひ、此の書を託するのであるから、今後長崎を互市場として、勘合船を以て貿易を開いたなら兩國ともに利益である。日本船にして勘合符を有しないものは海賊船として處分せられたい。また日本船の南洋に往還するもので風浪により貴國の海岸に漂着するものがあつたら、何卒薪水を與へて救助を加へて戴きたいと求めたのである。

これらは、すべて、家康の意圖が明國との通交復活をその第一の目標としたものであることを示し、この後續々と琉球に發せられた制令は、みな、この目標に向つて進んだのである。また、琉球征討の何が故になされたかを語るものであらう。

慶長十八年春、家康の命を受けた島津氏は、次の書を尙寧に與へて、明國に向つて互市を求めしめた。

一、以使日本商船、許以容之大明邊地

二、以使大明商船、來我小邦交相貿易

三、以使一遣使、年々通其貨之有無者、匪翫富兩國人民、大明亦無寇嚴備兵衛矣

而三者若無許之、令日本西海道九國數万之軍進寇大明、大明數十州之鄰於日本者必有近憂矣、

まさしく、琉球征討は、このことをなさんのために、意圖せられ、そして完成せられたのである。從つて、このことについて起る島津氏の植民政策なるものは、全く、この大きな目標を遂行するためのものに外ならないのである。

そこに見らるゝものは、全く傀儡としての琉球であり、曾つて東亞の海上に、支那・朝鮮・日本・南蠻諸國・葡萄牙等と相並んで活躍した「彼」の姿とは、本質的に異なるものである。

六

この後、琉球が支那との關係に於て、冊封進貢のことは、そのままに持続せられたのであるが、それと共に、同じ様なことを徳川氏に對しても行はなければならぬこととなつた。然し、琉球が猶獨立國の形で支那との通交を持続することは必要なことであつたから、慶長十八年六月一日には、

一、從琉球渡唐之船春者二月下旬秋者九月中旬に可致出帆候及歸帆之時者可爲五月下旬候右之時節相違に於ては可致闕所候爲其奉行可被差遣之事

一、到其島自何土如何様之用所雖被申遣候爰元役人墨付無之義者一切許容有間敷之事

一、從他領其島へ渡海之船雖有之爰元之御判形無之船は如前々御法度被請付間敷之事
と、琉球と諸國との通交は、絶對的に薩摩の統制のもとにあることを要求したのである。即ち、薩摩の

許可なくして他國との通交を禁止すると共に、他國の船舶の密かに琉球に入ることにも嚴重に監視することとしたのである。更に、この目的を達する爲には、海岸の要所に於てその取締りをするの要を認め、翌十九年を以て、次の覺書を三司官に與へたのである。それは、

一、三司官衆以番賦那霸之被相詰上下船改之義諸事入念可被仰付事

附 下着船之人衆宿之義那霸役人切手を以被相定候而可然候事

一、今鬼神わん兩湊之然々役人被召置萬可被入念事

で、これ等によつて琉球は全く強制的國鎖國の運命に迄陥ることとなつたのである。

かくの如く、琉球自身の意志による諸國との通交を禁止し、すべてを薩摩の意志のまゝに動かさんとすることが、前述した様な事情のもとに島津氏の殖民政策の根幹をなすものであつた。

更に、慶長十七年三月には、

那霸の外に日本人寄宿仕間敷之事

日本人於其他方々寄宿之儀停止之制札差遣候之事

と命じ、續いて十八年六月には、

琉球之様子昔之風體に不被相成様に年々以御使可被修理之事

其國之儀諸式日本に不相替様可被成法度事

二十年六月には、

日本より商賣に付罷渡候ものをし買をしうり停止たるべき事と命じてゐるが、島津氏としては、前述の事情によつて、琉球が日本化することは絶対に不得策であつた。それは、この時よりやゝ下つて出した二三の法令によつて、よく知ることが出来る。

即ち、元和三年八月には、

琉球生國之者日本人之鬚髮衣裳等に相かゆる事曾而爲停止自然此旨を令違背日本人之なりを仕もの有之者稠可被行罪科事、

寛永元年には、

日本名を付日本支度仕候者堅可爲停止事

の令を下して、彼等が日本化することを嚴重に取締ると共に、また、その反面に於て支那に傾倒することをも警戒しなければならなかつた。

寛永十五年琉球之儀爰許就御奉公疎意有之様其聞得た左様には有間敷と存候處漸くに其色致顯然無心元存候事、

の令を下してゐることも、この一例である。更によくこれらの事情を語るのは、寶曆六年五月二十六日、評定所の名を以て布達したる「冠船渡來に付締方申渡候覺」である。それによれば、

一、當地之義かこしま御手内罷成候段たう人へ嘶申間敷候

附 御奉行城間々被成御座候様子總而に

ほんに掛候取沙汰

右同斷之所

一、冠船御滯在中首里泊那霸近邊之間切御高札掛候義禁止之事

一、大和年號、にほん衆の氏名大和書物器物等に至るまでたう人可見咎物深く可取隱置事
附 堂宮并厨子之内其外場之野原邊にてたう人見當障可罷成物者檢使を以て可取除候事

一、武具之類他國商賣前々より御禁止被仰付置候通彌無疎意可相守事

一、たう人毒藥渡義も可有之候間買取間敷候尤毒藥と致見聞候はゞ早速可申出候事

一、たう人之内自然鬼利支丹宗門之者茂可有之候依之右宗旨之者持道具并書物之名別紙書記渡置候
間たう人宿え出入候地下人能々見分仕不審成儀於有之者早速可申出事

一、御用向不携面々たう人宿旅に出入堅禁止之事

一、から物之義評價所相定奉行立置見届させ商賣可申付候間少之物に而茂一向買申間敷事

一、於那霸久米村京錢取遣仕候義一向令禁止候首里泊諸在郷邊には密々通用可致候尤道路持行候義
迄も京分と不見付様能々可心掛候首里にてもたう人差越候砌は、一向取遣仕間敷候事

一、大和琉球土產少事之物とても唐人之賣渡間敷候事

一、たう人宿之傾城之外女出入仕間敷候尤横目并たう人宿主へは致見聞披露仕候様申付事

一、地下之者たう人之聊□成義少も仕間敷候尤切振に色々申散間敷事

附　たう人宿之出入仕候傾城も右同斷

一、關番所往還之面々番人え慥に致引合律儀可罷通事

右之條々堅固可相守候右個條之條之内にも大和通融之取沙汰又は鬼利死丹宗毒藥且又武具商賣等之
義別而御大禁に而從跡々段々被仰渡置候間聊以疎意仕間敷候若違背之族有之横目方より及披露候は
ゞ當人は不及申親兄弟并與中迄も重科可申付候條此旨國中堅可被申渡者也

と云つてゐるが、この傾向は年とともに強く、天保七年二月三日には、

一、冠船滯在中道之島船那霸致着船候はゞやまと年號日本衆之氏名やまと書物其外都而たう人見候
而差障候品は假里主御物城やまと横目見しらべ取隱させ可申候

一、やまと歌やまと言葉仕間敷候若たう人共やまと言葉にて何歟申聞候はゞ不通體可仕候

一、やまとめき候風俗無之様可相嗜候

と、既に日本文化の侵入強く、これを支那側に知らることを懼れて、かゝる微細な點に至る迄も取締
りの命を出してゐるのである。また、慶應二年二月二十日には、

一、男之儀まわし仕候而者たう人可致批判候くわんせん(冠船)御滯在中末々迄那霸江差越候節榜可致着調兼候はゞ肌不顯様衣裳可致着旨去年申渡置候通堅可相守事

とさへも嚴達してゐるのである。これ、支那より冊封のための冠船が來た時、琉球が日本の支配下にあることを隠し、依然支那の半屬國であるかに外面を裝はんことに如何に努めたかを示すものである。從つて冠船到着の前に、首里那霸在留の日本人は遠隔の地へ放逐せられ、彼等の歸國すると共に、再び那霸あたりへ歸つて來たのである。かゝることにさへ、日本人が従順に従つたことは、かゝることが、如何に、その背景として有能なるものを與へたかを示すものであらう。

天保十二年、琉球に漂着した支那人及び朝鮮人を泊村に居らしめた時も、

泊村之漂着唐人并朝鮮人被召置候付、木屋近邊者勿論泊村道中又は於家内大和歌謡仕間敷旨被仰渡置候然處去四日之夜新砧邊に而謠致し、木屋近邊迄も爲相聞由甚不勘辨之至候、歌謡唐人共聞付候者御故障相成事候間唐人滯在中泊村近邊より歌謡仕候義堅差留候様久米村中不洩可被申渡旨差圖にて候、已上

と警戒してが、亦よくこの間の事情を語るものであらう。

かかる政策が、如何に有利なる結果を日本側に提供したかは、その後薩摩藩が他の諸藩に比して斷然雄藩として存在した事實によつて理解せられるであらう。

島津氏は、かゝる政策を强行する一面に於ては、またその文教方面に向つては一意その日本化をはかつた。支那へ留學するものと同様に、薩摩へも留學することをすゝめた如き、この適例である。

琉球の正史『中山世鑑』を編した尚象賢の如き、萬治元年・寛文元年の兩度鹿兒島を訪れ、或は言語の上から『日琉同祖論』を唱へ、或は自分の邸内へ日本の神を祭り、『家の傳へ物語』を著して、

諸藝能相嗜候様に、堅く被仰置候、尤日本之字を用得、鹿兒島之應御例格、御政道も被遊候故、諸士彼の御例格諸藝稽古仕鹿兒島之御例格根本に而諸士御奉公儀に候御政道肝要成根元に候と述べ、更にその政策を徹底させる爲、日本の藝道を嗜ましめるの要を認め、

一、學問之事 一、容職方之事 一、算勘之事

一、謠之事 一、筆之事 一、唐樂之事

一、筆道之事 一、庖丁之事 一、醫道之事

一、茶道之事 一、立花之事 一、馬乘方之事

右之藝若き衆中達、常に相嗜國司之用に可立儀專要に候右の内一藝に而も不嗜方は、縱令無餘儀雖爲筋目被召遣間敷候間爲心得前以觸渡者也

と、謠・茶の湯・活花等に至る迄も獎勵してゐるのであるが、これ等は、島津氏の政策が、琉球をして表面は何處迄も支那の半屬國を裝はしめながら、その實際上に於て何處迄も徹底的に日本化をはかつたことを示すもので、最も巧妙なる植民政策であつたと云ひ得るであらう。

かゝる事情にある琉球を、その典型的な姿に於て語るのは恐らく「空道」であらう。それは、康熙年間の動亂の際に於て、琉球より支那への使者は、清帝・靖南王に奉る二通の上表文を持參し、それと共に「空道」即ち琉球國王之印を捺した白紙を持參し、何れにても融通の利く様にしたものを持つて行つたことである。これ、當時に於ては、もはや支那の主權者が何人であるかは問題でなく、兎にも角にも支那との交易を持續し得たなら、それでよかつたが爲である。

かくして、徹底的に强行せられた薩摩の植民政策は、遂に、明治維新の際に於て、一兵をも用ひずして、琉球三十六島を直ちに我が有とするの結果を導くに至つたのである。

(本論文中、特に第三節以下に於ては幣原・中村兩博士、伊波學士の論著に負ふ所多い。こゝに、厚き感謝を捧げる。)